

議第223号

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例

第1条 京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表中「21,000,000」を「22,000,000」に、「3,470,000」を「3,670,000」に改める。

第2条 京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

基 金 名	目 的	財産の 種類	金 額
葵ライオンズ奨学基金			4,300,000 ^円
民生児童委員連盟奨学基金			7,500,000
大倉奨学基金			1,000,000
三井奨学基金			5,000,000
京都機械工具奨学基金			1,000,000
公益社奨学基金			12,500,000
洛中ライオンズ奨学基金			2,000,000
山下奨学基金			22,000,000
鞍馬山婦人会奨学基金			1,000,000

親和奨学基金	修学困難な生徒に対する奨学費	10,000,000
京栄水道奨学基金		10,000,000
戸田奨学基金		2,000,000
唐木奨学基金		1,000,000
山岸奨学基金		500,000
辻奨学基金		1,000,000
日産建設奨学基金		13,000,000
伴奨学基金		1,000,000
いづみ会奨学基金		3,670,000
福谷奨学基金		1,200,000
中井奨学基金	1,000,000	
津村奨学基金	修学困難な夜間学生に対する奨学費	1,000,000
野口奨学基金	本市の区域内の旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する対象地域（以下「対象地域」という。）における修学困難な学生又は生徒に対する奨学費	2,000,000
熊野奨学基金		500,000
吉野奨学基金		2,000,000
中村奨学基金		2,000,000
荒木奨学基金	対象地域における修学困難な学生に対する奨学費	1,000,000
勝本奨学基金		22,000,000
養正親友奨学基金	対象地域のうち養正地区における修学困難な学生又は生徒に対する奨学費	3,300,000
福田奨学基金	母子家庭の児童である生徒に対する奨学費	10,000,000
篤志奨学基金	交通遺児である生徒又は児童福祉施設に入所中の生徒に対する奨学費	4,291,000
平安ライオンズ奨学基金	交通遺児又は身体障害児である生徒に対する奨学費	7,500,000
桂ライオンズ奨学基金		5,500,000
		現金

細合奨学基金	交通遺児である生徒に対する奨学費	20,000,000
二谷奨学基金		800,000
横井奨学基金		1,000,000
富井奨学基金	扶養者が身体障害者である学生又は生徒に対する奨学費	5,000,000
山中奨学基金		4,000,000

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。

提案理由

寄付受納に伴い現金を山下達雄・亮子奨学基金及びいづみ会奨学基金に積み立てるとともに、松本奨学基金等を処分する等の必要があるので提案する。